

平成27年2月2日

西日本旅客鉄道株式会社  
阪神電気鉄道株式会社

## 「JR西日本・阪神IC連絡定期券」の発売について

～ 本年3月1日から発売開始～

西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR西日本」）、阪神電気鉄道株式会社（以下、「阪神」）では、IC定期券サービスを拡大し、お客さまの利便性向上を図るため、JR西日本では「ICOCA（注1）」、阪神では「PiTaPaカード（注2）」によるIC連絡定期券を、本年3月1日から発売開始することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 発売開始日

平成27年3月1日（日）

### 2. 発売範囲

別紙参照

### 3. 対象カード

（1）JR西日本でIC定期券を発売する際の対象カード・・・「ICOCA」および「SMART ICOCA（注1）」

記念ICOCA（印字できないカード）は除きます。

（2）阪神でIC定期券を発売する際の対象カード・・・各種「PiTaPaカード（注2）」

IC定期券機能非対応のPiTaPaカード（印字スペースのないカード）は除きます。

### 4. 発売券種

「通勤定期乗車券」および「通学定期乗車券」

障がい者割引定期券は除きます。

### 5. 通用期間

1か月、3か月、6か月

### 6. 適用運賃

両社の定期旅客運賃を適用（現在の磁気定期券と同額）

### 7. 発売箇所

（1）JR西日本のICOCAエリアの駅の「みどりの窓口」（一部を除く）および一部の「みどりの券売機」、並びにピンク色の自動券売機

（2）阪神の定期券発売窓口および自動定期券発売機

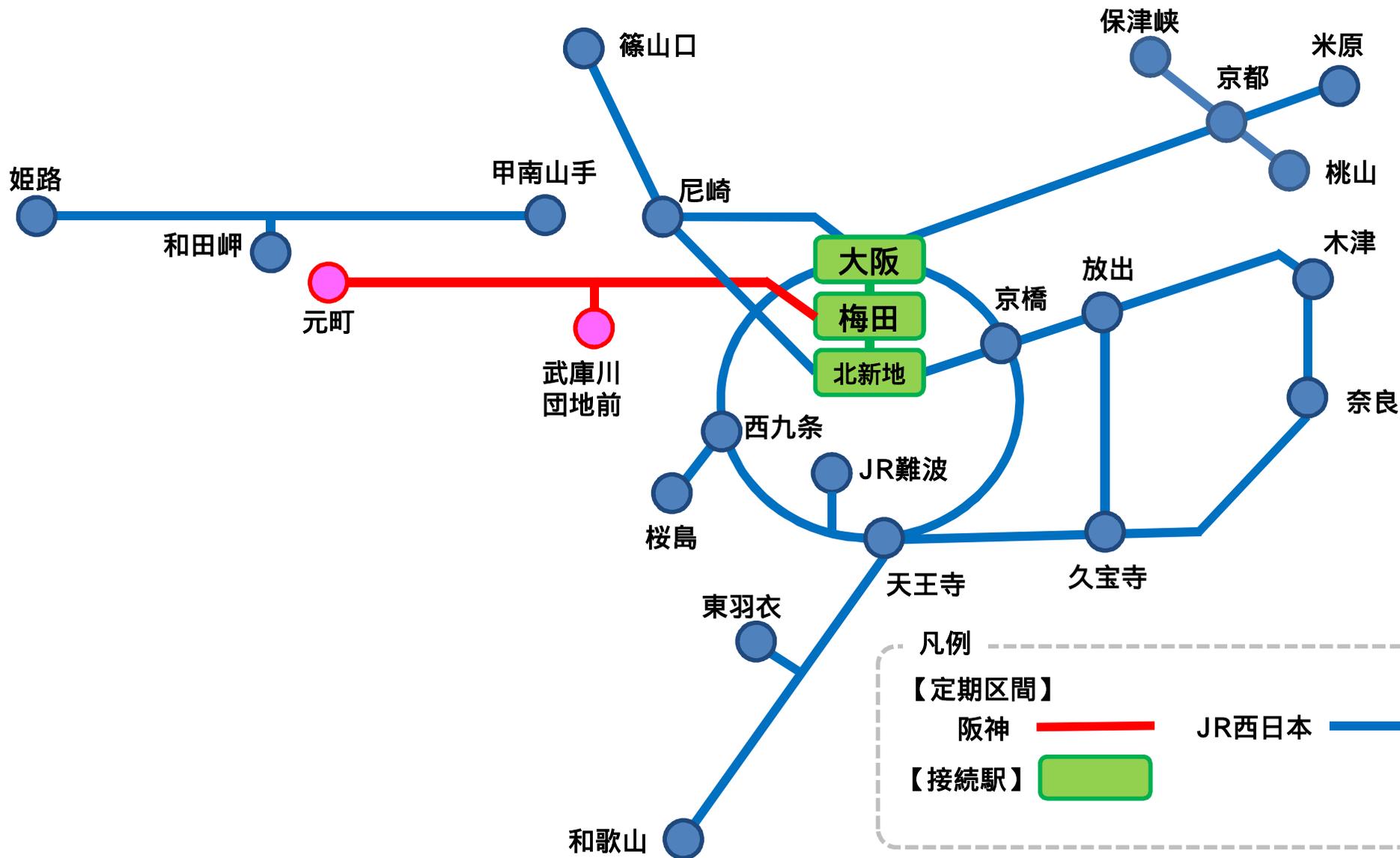
## 8. その他

- ・ I C 連絡定期券発売開始日以前に発売した磁気連絡定期券を、 I C 連絡定期券へ変更することも可能です。
- ・ 定期券の区間・経路・券種によっては、購入・変更ができない場合があります。
- ・ クレジットカードで購入された磁気連絡定期券は、発売会社においてのみ I C 連絡定期券に変更できます。

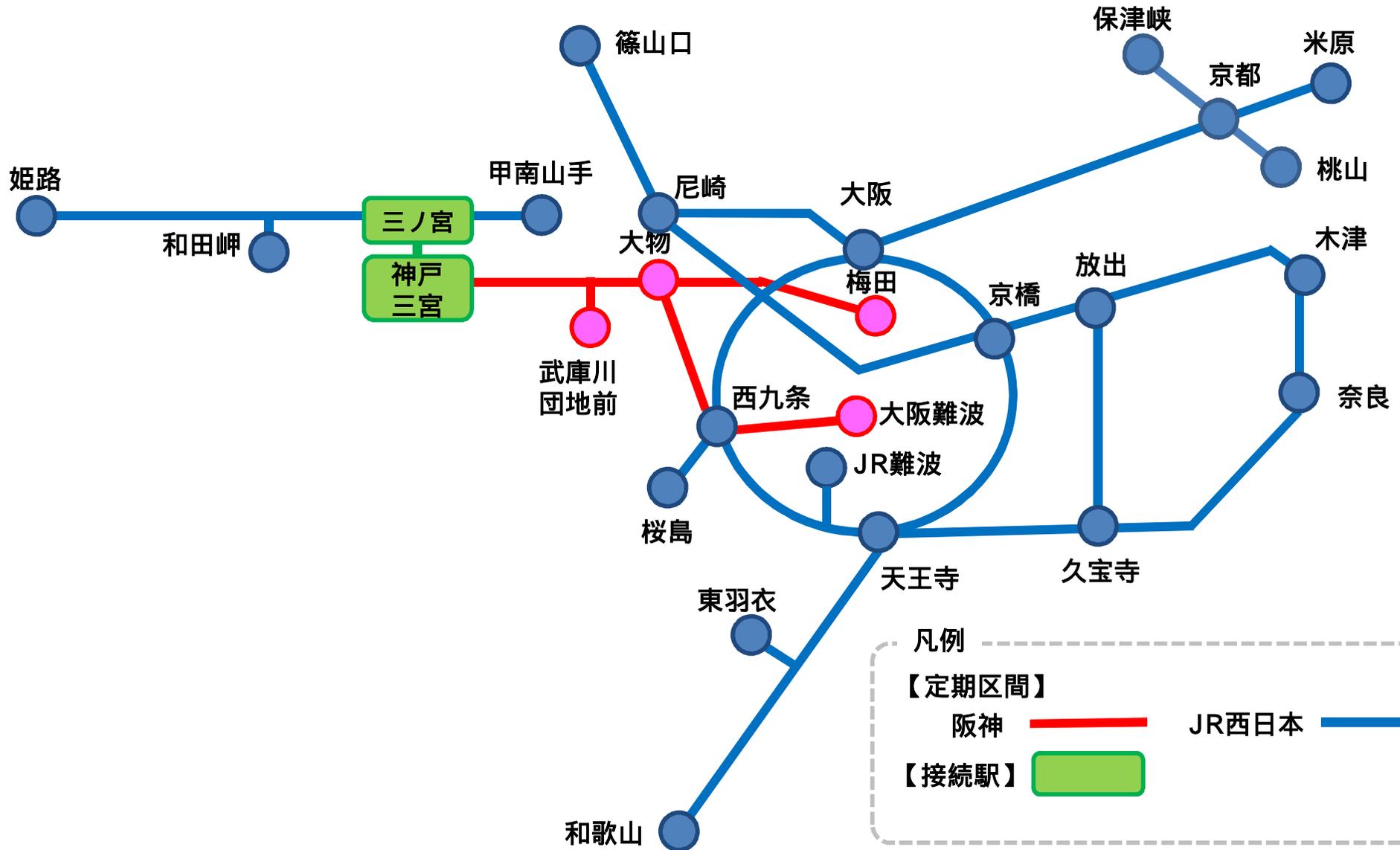
(注1) 「 I C O C A 」および「 S M A R T I C O C A 」は、 J R 西日本の登録商標です。

(注2) 「 P i T a P a 」は、株式会社スルッと K A N S A I の登録商標です。

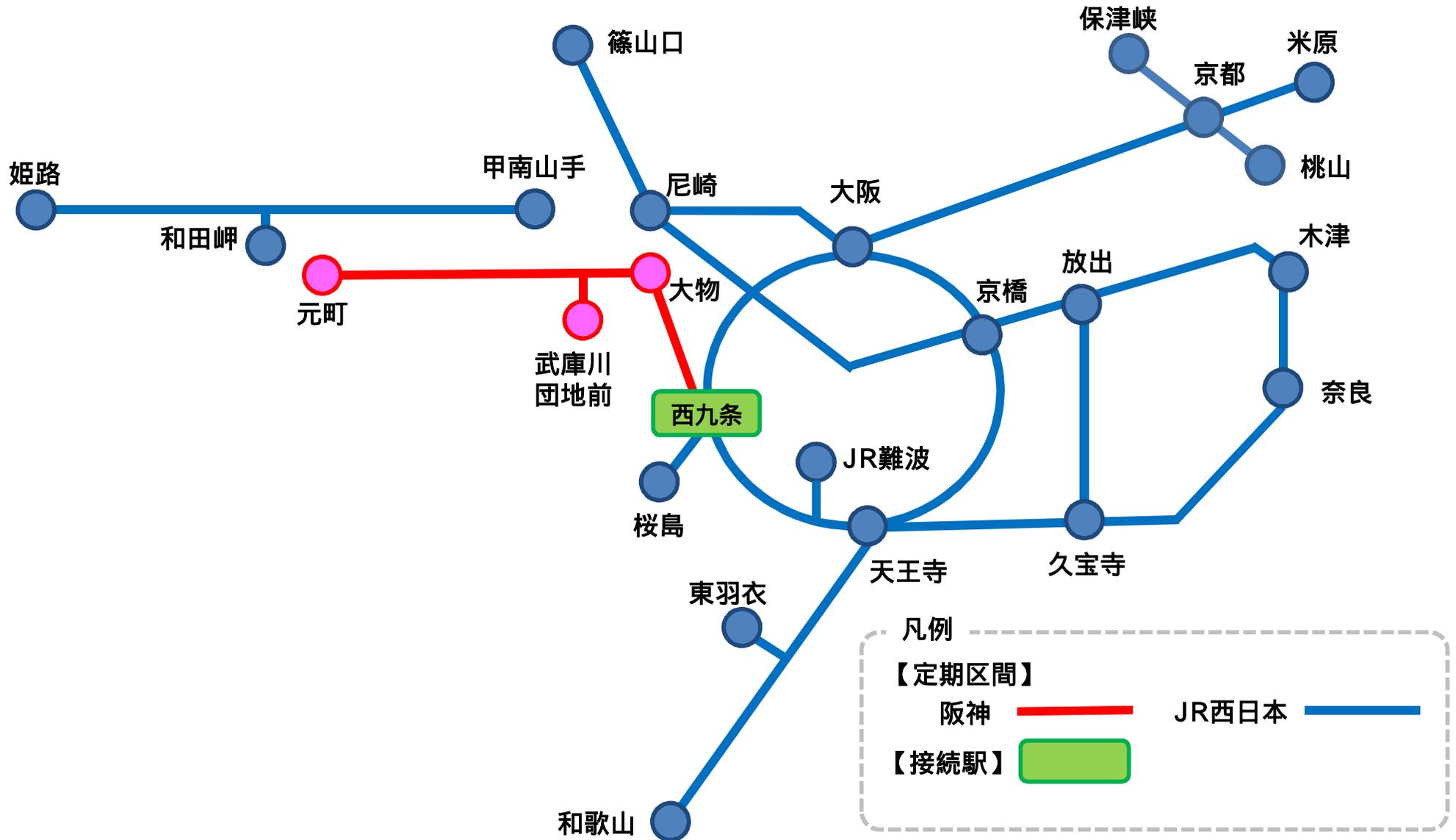
# 1. 大阪・北新地 梅田連絡



## 2. 三宮連絡



# 3. 西九条連絡



(ご注意)  
上記別紙 1 ~ 3 の範囲内でも定期券の区間・経路によっては、一方の社でしか発売できない場合があります。